

(別紙2)

令和2年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	令和 2年12月11日
法人名	社会福祉法人博愛会

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
<p>評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定め、理事が評議員会の1週間(中7日間)前、定時評議員会の場合は2週間(中14日)前までに評議員に通知を行わなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要(議案が確定していない場合はその旨)</p> <p>貴法人において令和元年5月24日に第1回評議員会開催通知が発出されているが、理事会議事録を確認したところ、理事会での決議は評議員会開催通知が発出された日よりも後の令和元年5月30日に行われていた。</p> <p>今後、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p>	<p>法令に基づき適切に処理している。</p>	<p>令和2年度定時評議員会</p>

<p><b>根拠法令等</b></p> <p>社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項 社会福祉法施行規則第2条の12</p>		
--	--	--

- 注) 1 「指摘事項」欄には、指摘事項全文を記載すること。  
2 「是正又は改善状況」欄は、具体的に記入すること。  
3 「改善時期」欄には、まだ改善していない事項については予定を記載すること。  
4 是正又は改善関係書類を添付すること。